

今後の進め方

特定拠点全域の除染とともに以下の取り組みを進めます。

- 1. 都市機能の回復と町民へのサービスの再開に向けた取組の推進**
各種都市機能の回復と町民へのサービスの再開に向け、時間軸を意識した取組を進めます。
- 2. 帰町準備室（仮称）の設置**
各種の取組を進める上では、多くの課が連携して取り組まなければならない課題が数多く出てきます。こうした中、関係課で問題意識を共有し、迅速な意思決定をしていくため、新たに「帰町準備室（仮称）」を立ち上げます。
- 3. 検証委員会の設置**
先行的な避難指示解除が予定されている2020年春頃を見据え、外部有識者と町関係者からなる検証委員会を立ち上げ、町内の放射線量が十分に低減しているかを町として確認します。
- 4. 国による放射線防護に関する取組**
国において町民の放射線に関する種々の不安にきめ細かく対応するための対策（個人線量管理の着実な実施・相談体制の確保、詳細な線量マップの提示等）を講じることとされています。

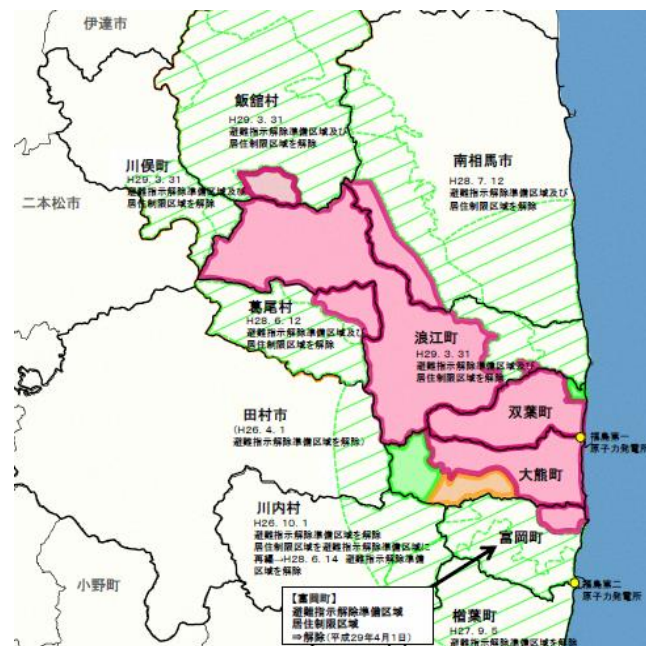
双葉町を取り巻く状況

周辺自治体の帰町の状況等

すでに避難指示が解除されている周辺自治体でも、居住は段階的に進んでいます。双葉町においても、町民の帰還や新たに町民となる方の居住は、段階的に進むことが想定されます。

【参考】周辺自治体の帰町の状況等（2018年11月調査時点）

※各市町村ホームページより



飯館村	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口937人、475世帯、うち転入75人（H30.11.1） ●避難指示解除準備区域（H29.3.31解除） ●居住制限区域（H29.3.31解除）
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口54,567人、19,299世帯、うち旧避難指示区域居住人口3,456人、1,736世帯（H30.10.31） ●避難指示解除準備区域（H28.7.12解除） ●居住制限区域（H28.7.12解除）
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口853人、561世帯（H30.10.31） ●本庁舎（H29.4.1再開） ●避難指示解除準備区域、居住制限区域（H29.3.31解除）
大熊町	<ul style="list-style-type: none"> ●— ●大川原連絡事務所（H28.4設置） ●準備宿泊（H30.4開始） ●第二次復興計画（H31.3改訂予定） ●町役場新庁舎（H31.4開庁予定）
富岡町	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口809人、572世帯（H30.11.1） ●本庁舎（H29.3再開） ●避難指示解除準備区域（H29.4.1解除） ●居住制限区域（H29.4.1解除）
楢葉町	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口3,560人、1,809世帯（H30.10.31） ●本庁舎（H27.9再開） ●避難指示解除準備区域（H27.9.5解除） ●居住制限区域（H27.9.5解除）
葛尾村	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口261人、うち転入78人（H30.11.1） ●避難指示解除準備区域（H28.6.12解除） ●居住制限区域（H28.6.12解除）
川内村	<ul style="list-style-type: none"> ●居住人口2,165人、917世帯（H30.9.1） ●全村制限区域解除（H28.6.14）

避難指示解除に関する考え方
～避難指示解除に向けた諸条件とスケジュール整理～



はじめに

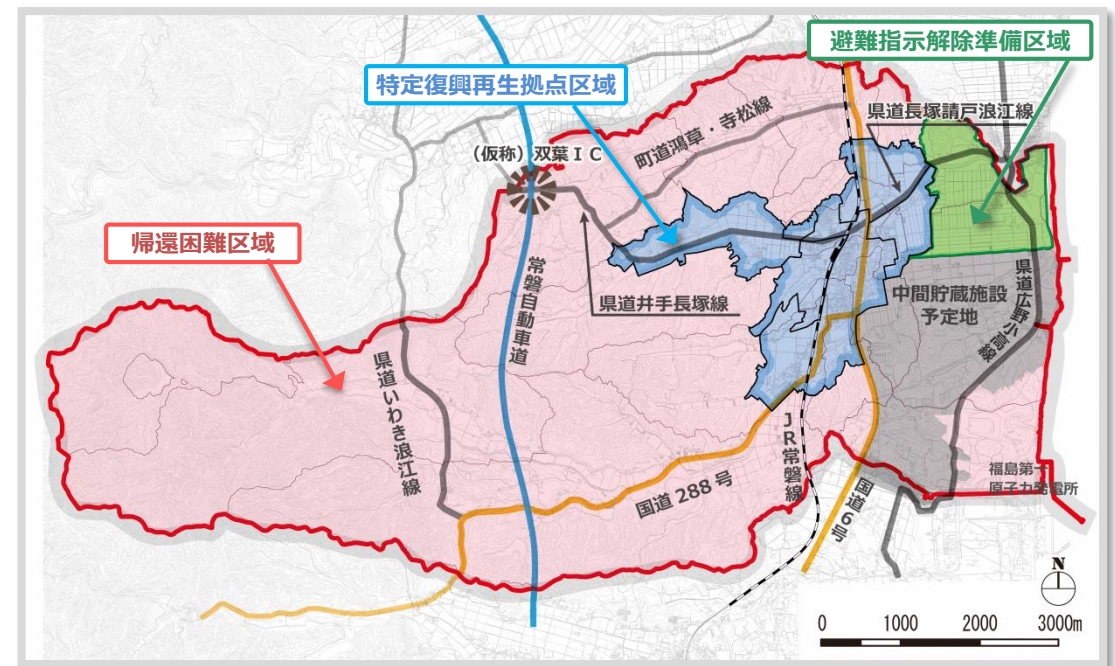
福島第一原子力発電所事故による全町避難から7年以上の月日が経過しました。この間、双葉町・大熊町を除く全ての自治体で帰還が始まっています。

町域の96%が帰還困難区域に指定された双葉町ですが、

2020年春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除、2022年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除

を目標とする「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（2017年9月。以下「特定拠点計画」）が 内閣総理大臣の認定を受けたことにより、町内の帰還環境整備が急速に進んでいます。

次はいよいよ、双葉町が復興・再興へと本格的に歩む番です。こうした中、町への帰還の指針とするため、基本的な方針を整理します。



広域図（双葉町全域）

町への帰還に向けた流れ

1. 2020年春に向けた取組

JR常磐線が開通する2020年に向け、浜野・両竹地区に「働く拠点」と「発信拠点」を整備し、町内に賑わいを生み出します。この際、就労者、来訪者の方々が町内で活動しやすいよう、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除を目指します。

ただし、避難指示解除準備区域は町域のわずか4%であり、この地区のみで生活圏を形成することはできません。このため、居住再開は、特定復興再生拠点区域(以下「特定拠点」)全域の避難指示解除の目標時期である2022年春頃を目標にします。

また、特定拠点内は、放射線量の低下状況や、防犯・防災対策、放射線防護の取組を前提とし

帰町までの流れ (イメージ)

2020年度 イメージ

駅周辺等の先行解除により、町民や産業拠点就労者、来訪者が往來します

- ・役場機能の一部再開
- ・JR双葉駅の開業
- ・双葉駅東西自由通路の供用開始
- ・東口駅前広場の供用開始
- ・小売り施設や飲食施設の開業
- ・産業交流センター開業
- ・集荷・配達の再開(一部地域)
- ・バスの運行(一部路線)
- ・駐在所や警官立寄所の設定
- ・防犯、防災 など

2022年度 イメージ

避難指示が解除された地域では、町民が戻り、新しい町民が転入し、それぞれの暮らしが始まります

- ・役場機能の再開
- ・区域外就学に係る調整
- ・周辺自治体との連携を含めた医療、介護サービスの体制整備
- ・郵便局、銀行、小売・飲食施設等の生活サービスの再開
- ・官民複合施設
- ・防犯、防災
- ・住宅施設、宿泊施設 など

た上で、2020年春時点で特定拠点全域での立入規制緩和を視野に入れ、国・県と立入規制のあり方についての調整を行います。

2. 2022年春に向けた取組

特定拠点計画の認定から約5年が経過する2022年春頃に向け、帰還を希望する町民や、町内の「働く拠点」等の就労者の受け皿となる「住む拠点」を整備し、特定拠点全域の避難指示解除と居住開始を目指します。

「住む拠点」での居住開始に向けては、インフラ復旧・生活関連サービスの再開、その他の帰還環境整備のほか、各種規制の段階的な緩和等、国・県と連携しながら取り組みます。

避難指示の解除と町への帰還

1. 国による避難指示解除の基準

避難指示の解除は、国の原子力災害対策本部決定により、以下の3要件を確認し、国が行うこととされています。

3要件

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、町民との十分な協議

国は避難指示解除後においても、住民の被ばく線量の低減を図り、住民の放射線に関する種々の不安にきめ細かく対応するための対策を、自治体等の意向を踏まえながら、総合的・重層的に講じることとしています。

【特定拠点計画における目標】

計画期間	～2022年8月
避難指示解除の目標	2020年春頃まで 避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除による立入自由化
	2022年春頃まで 特定拠点全域の避難指示解除による居住開始
避難指示解除から5年後の居住人口目標	約2,000人

2. 町による町内環境の確認

避難指示の解除は国が行うものですが、国が避難指示解除可否の検討を行うことと並行し、町としても、町内が町民の皆様を迎えられる環境にあるか確認を進めます。

3. 町民一人ひとりによる判断

特定拠点全域の避難指示解除を目標とする2022年春頃には、町に戻り、生活することが可能になります。しかし、震災・事故から長い年月が経過する中、町民の皆様の事情は様々です。最終的に町に戻るかは、町民の皆様一人ひとりの判断です。

町では、町民の皆様を迎えられる環境を整えるため、皆様のおかれている状況を踏まえ町の復興・再興に向けた取組を進めます。

町民一人ひとりの選択に応じた支援等

1. 早期帰還をする町民への支援

帰町・生活再建マニュアル(仮称)の作成・情報提供、復興のリアルタイム情報発信等

2. 当面は帰町を見合わせる町民への支援

生活再建支援措置(高速道路の無償化や医療費の減免等)、各種公的手続きの特例や住民票の扱いなどについての暫時継続、二地域居住をされる方への支援等

3. 新たな町民の受け入れ

交流イベントの企画・実施や定住促進のための取組、地域コミュニティの構築等

4. 帰町をしない町民との絆の維持

地域の伝統行事の継続や積極的な情報発信等



※1場所については、今後検討